

令和8年度インバウンド実態調査 業務仕様書

1 業務の目的

現在、県では「三重県観光客実態調査」が国内観光客向けに実施されており、その調査結果は「みえの観光振興に関する条例」に基づく「三重県観光振興基本計画」や三重県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」において、三重県への来訪者の「量(観光消費額等)」と「質(観光客満足度等)」の目標設定に寄与している。

当該業務は、三重県内の主な観光施設(以下「調査地点」という。)を訪れた訪日外国人観光客(以下、「インバウンド」とする。)の旅行目的、移動手段、活用したメディア、消費額、満足度等、三重県を訪れるインバウンドについても国内観光客と同様の調査を実施することで、その特性、傾向等の分析、考察を行い、インバウンドに関する定性的な基礎データを得ることを目的とする。

なお、本調査は、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領(令和5年改定版)」(以下、「共通基準」という)に沿った内容として、今後も継続して実施することを想定している。

2 契約期間

契約日から令和9年3月29日(月)まで

3 業務内容

(1)インバウンド実態調査の実施

ア 調査対象・調査方法

調査地点を訪れたインバウンドを対象として、調査員による対面聞き取り調査を行うこととする。

イ 調査地点

① 県内観光地 4か所以上

経年変化をみるために、ナガシマリゾート、伊勢神宮内宮周辺、上野公園、鬼ヶ城は必須。

※そのほか、三重県のインバウンドの実態をふまえ、必要と考える調査地点があれば提案に含めること。

ウ 調査回数、時期

実施時期は、春期(4~6月)、夏期(7~9月)、秋期(10~12月)、冬期(1~3月)それぞれ実施することとして、各調査地点でできる限り3か月程度期間を空けたうえで実施すること。

実施日は、県と協議のうえ決定するものとし、調査日程の調整については、提案事業者において、調査地点と調整等を行うこと。

※(参考)共通基準では、都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理

想的とされている。

エ 調査サンプル数・調査対象言語

総サンプル数:年間合計1,200サンプル以上

1 時期あたり最低 250 サンプル

ただし、ナガシマリゾートと伊勢神宮内宮周辺は 1 時期あたりそれぞれ最低 100 サンプル取得すること。

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

※調査の実施にあたっては、JNTOの訪日外客統計や観光庁のインバウンド消費動向調査等を参考に標本設計したうえで、団体客だけの調査になったり、特定の国籍・地域に偏りが生じたり、1 地点に偏ったりしないように配慮すること。このため、原則1家族・グループ・団体につき1サンプルとする。

なお、サンプル数を確保できないときは追加調査等を行うなど、サンプル数を確保するために必要な措置を、県と協議したうえで行うこと。

※調査票は英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、タイ語、韓国語の5言語の調査票がすでにあるが、調査項目の変更に合わせて、都度、調査票の微修正および追加翻訳を行うこと。

※(参考)令和7年10月調査の実績

	1日あたりの調査員	調査日数	合計票数
ナガシマリゾート	3名	3日	121
伊勢神宮	3名	3日	89
上野公園	2名	3日	31
鬼ヶ城	2名	2日	16

※令和7年10月は上記に加えて、セントレア等も調査地点に入っていますが本仕様書に地点として入れていないことから記載していません。

オ 調査項目

原則、別添調査票のとおりとするが必要に応じて、共通基準の他、他都道府県における実施状況等を参考として、効果的な調査項目を提案すること。

カ その他

- ・ 調査対象者は、観光を終えた者とする。
- ・ また、特定の国籍・地域や世代、旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。
- ・ 調査の実施にあたっては、適切な調査結果が得られるよう、外国語スキルや対面調査の経験、コミュニケーションスキル等を有する調査員を確保すること。
- ・ 調査員に対して、事前に対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について事前に十分説明を行い、適正な調査が行えるよう留意すること。
- ・ 調査は、タブレットを活用するなど、集計の速報性を高めること。
- ・ 調査の実施にあたっては、県調査である旨の表示をした腕章もしくは名札を必ず着

用すること。

- ・ 可能な範囲で、調査対象者の負担を軽減するためテント・椅子・机等を用意すること。なお、令和7年度は伊勢神宮内宮周辺における調査にてテント等を設置している。
- ・ 調査に協力いただいた来訪者に配布するノベルティを用意すること。ノベルティの内容については、三重県と協議のうえ決定することとするが、三重県らしさを感じられるものを提案すること。
- ・ また、ノベルティと併せて三重県の観光パンフレットを配布することを想定していることから、パンフレットの印刷等を行うこと。

パンフレットのデータについては落札後提供するが、ページ数等は以下のとおり。

OA4 判6ページ、カラー印刷、巻き3つ折り

<https://drive.google.com/file/d/12uNQQqAFig4AbImrtbIwgIee2PKLi38L/view?usp=sharing>

- ・ 調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、県に早急に連絡を行うとともに、連携してその処理にあたること。
- ・ 円滑に調査が行えるよう、調査員の熱中症対策を含め健康管理を適切に行うとともに、問題が生じた際は速やかに対応できるよう体制を構築すること。
- ・ 調査で聞き取った内容が的確に反映され、信頼度の高い調査結果となるよう、必要に応じてデータクレンジング等を行ったうえでデータを整理すること。
- ・ 当該業務について、サンプル数や回数等本県が仕様を示した内容を除き共通基準に準拠した調査となるよう、その実施全般にわたって可能な限り配慮すること。

(2) データの分析及び考察並びに報告書の作成

① データの分析及び考察

当該調査(アンケート調査)結果は、各調査項目の県全体及び地点毎に、全体及び期別の集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、県内外の社会情勢などを加味した分析・考察を行うこと。また、県全体のインバウンドの実態が把握できるよう工夫し、その手法について提案すること。

② 集計結果の作成

期ごとの調査終了日から1カ月以内に集計結果を作成すること。集計にあたっては、全体集計、調査地点別、地域別、国籍・地域別を基本とし、県及び調査地点に提供すること。このため、当該データのみで県・調査地点において調査結果が把握できるようクロス集計等工夫して作成すること。

③ 報告書の作成

期ごとの調査結果をふまえ、暦年の報告書を作成すること。報告書は本冊に加えて、概要版を作成するとともに、各調査地点に提供できるよう調査地点別の報告書も作成すること。調査地点別の報告書についても、各調査地点の担当者が容易に確認できるよう、工夫すること。

④ BI ツールデータの作成及びダッシュボードへの追加

調査データについて、三重県観光統計データサイト(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/>)へ掲載する。

これらについては、「三重県観光統計データ」サイトで見える化できるように Tableau ダッシュボードを作成し、ワークブック(.twbx)及びデータソース(excel)で本県に提供(本県は、Creator ライセンスを既に有している)すること。

権利等の都合で見える化できる範囲が限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

(3)ノベルティの選定・購入

調査協力者に提供するノベルティについて、提案事業者は県に提案を行うものとする。ノベルティの単価の1つあたり上限は300円(税抜き)とし、ノベルティ購入費用も見積もりに含むこと。

4 納入成果物

本業務の納入成果物及び提出期限は下表のとおりとする。

	成果品	提出期限	内容等
イン バ ウ ン ド 実 態 調 査	集計結果及びローデータ	期ごとの調査終了日から 1か月以内。 3月19日以降に実施した 場合は3月26日まで	・電子媒体(Word 及び Excel)
	報告書(暦年)及びローデータ	令和9年 3月26日(金)	・A4 版 ・電子媒体(Word 及び Excel)
	BI ツールデータ	期ごとの調査終了日から 2か月以内 1月29日以降に実施した 場合は3月26日まで	・電子媒体(twbx)

※ローデータの納品にあたっては、Tableau 等の BI ツールで分析しやすいように配慮すること。

(参照:「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール」の策定

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html)

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、

受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (8) 受託者が(7)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。